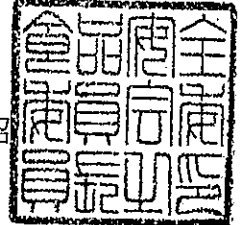




府食第120号
平成16年1月29日

厚生労働大臣
坂口 力 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

厚生労働省発食安第0126006号（平成16年1月26日付け）により貴省から当委員会に対し照会された事項について下記のとおり回答します。

記

標記文書により照会された、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第9条第1項第1号において「別表第四に掲げる疾病及び異常の有無について」を削除することは、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）第8条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条第4項において、食鳥検査の範囲について「家畜伝染病及び届出伝染病以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの」等の規定が設けられたことに伴う形式的な改正であることから、同規則の改正は食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。